

山中領の古文書

(一) 概略

山中領は、現在の行政区域でいえば上野村と中里村、それに万場町を加えた三ヶ町村で構成されている。山中という名が示すようにこの地域は山が深く、人々は峰ごとで信州と武州の二国に交渉をもつてきたり。そのため山林資源が豊富であり、それに着目した幕府は当初より直轄領と支配した。これを反映してこの地域には山林関係の史料（御林・林守・御果露山・山稼ぎなど）が数多く残され、且つ食料の被自給地域であることから白井市場や商品流通関係史料も比較的多い。

山中領は当初上山郷・中山郷・下山郷の三地域に区分され、それぞれ中世的・在地土豪の系譜をもつ肝煎名主が村政を統括していた。初代の代官は伊奈備前守忠次であり（史料①）、彼によつていわゆる備前検地が慶長三年（一五九八）に行なわれた（貢文制と分付記載）。そして元禄七年（一六九四）と十年の検地によって一貫文一五石の引直しが行なわれ、これを契機にして山中領も石高制に移行した。この事情や農民の負担を示す年貢關係文書（割付や告済目録など）は、初期以来のものがよく保管されており、これらの研究によつて貢文制から石高制への転化の意義や年貢負担者の性格、さらには年次別年貢量の変化と幕政との関連など幕藩体制確立期の重要な課題がより明確にされるものと思われる。それに加えて真鍋代・中山谷や三波川特有の漆器・臨時浮役としての刷・紺・紙などをみると、またそれが元禄期頃から「売出」となることも判り、当地域の産業構造を解明する一つの手がかりを提供している。

村政概要を記した村明細帳は、それぞれの所蔵者に保管され往時の村々の状況をわれわれに知らせてくれる。これらの村々はかつて上中・下郷の枝郷であったが、元禄の検地を境にして村を称するようになつた。それにともなつて村々に名主が任命された。（第一表）

第1表 中山領村名一覧

上山郷	橘原 川和 勝山 野栗沢	乙父 乙母 新羽
中山郷		相原 青梨 魚尾 平原
下山郷		柏木 生利 森戸 黒田 舟子

（上野村川和
黒沢轍一家文書）

(1) 年次不詳 山中領歴代代官書上

山中領村鏡覚

慶長三・戊午年伊奈備前守様御権入、元禄七申戌年迄年數九十七年也、元禄七甲戌年三月池田新兵衛様、依田五兵衛様、下山郷より中山郷まで御検地、同十年池田新兵衛様、下島甚右衛門様上山郷御検地、同十一寅年御水候御様被下候村々相渡し、但シ古水帳者慶長三・戊午年より同十九寅年まで伊奈備前守様、同慶長十五年戊午より寅まで五ヶ年成田種左衛門様、拾七年元和元卯年より寛永十五年寅まで大河内金兵衛様廿四年、寛永十六卯年より寛文二寅年まで伊奈左門様十八年、天和元酉より同亥年まで松田又兵衛様、間瀬吉太夫様三年、貞享元子年より元禄三年まで佐原三右衛門様七年、同五年申年より同十四巳年まで左門様、同五年申年より同拾巳年まで池田新兵衛様十四年、同十五午年より正徳二年辰年まで野田三左衛門様拾一年、正徳三巳年より子年まで久保田佐次右衛門様四年、享保五年より寅年まで朝比奈權左衛門様、同寅より午年まで河原清兵衛様五年、同十一午より寅年まで鈴木平重郎様四年、同十四酉より同拾九寅年まで後藤庄左衛門様六年、同拾九寅五月石原判

(半) 左衛門様御引渡し、寛保二戌八月より上尾松之添拂拾ヶ年、宝曆九卯五月より会田伊右衛門様辰まで二年、同十辰より布施弥市郎様老ヶ年横田伝右衛門様御支配、宝曆拾壹巳八月より池田喜八郎様五年、明和二酉八月伊奈半左衛門様寅まで六年、明和七寅より飯塚伊兵衛様巳まで四年、安永二巳三月より遠藤兵右衛門様御支配、寛永(政)元酉年まで拾壹年、同酉より佐藤友五郎様丑まで五年、寛永(政)五年より岩槻御陣屋所持御取立被成、吉川永左衛門様・近藤和四郎様・近藤和四郎様者江戸江御拂り被成、文政四巳年正月まで廿九年なり、同巳正月より川崎平右衛門様未まで三年、同文政七申より山本大膳様丑まで六年、同十二丑酉年より大原吉四郎右衛門様御支配、天保己正月養笠之助様、同七年未六月より大原吉左衛門様御支配

一高武千三百四拾石六斗九升九合
此反永九百五拾六町毛反四畝七步

右高八拾五石七斗五合
永百拾七貫百五拾七丈

二 上野村の古文書

(上野村川和 黒沢清一家)

上野村、すなわちかつての上野郷には前述の年貢関係史料が豊富に所蔵されており、また山林関係史料として注目すべきものも數多くみられる。その一つとして御巣鷹山の史料をあげることができる。お巣鷹山とは、幕府が狩猟用の果腹を捕えるために特別に指定した区域の森林であり、享保五年には山中領全城で三十六ヶ所も指定されていた。それらがいつ頃から設置されたかは不明であるが、言い伝えとしては家康の関東入国の頃――「御入国時の分より御巣鷹上納仕候様、拙者共親々ち語伝ニ御座候」(高橋真一家文書)――であるとされている。

その位置は、いわゆる「深山幽谷」(図参照)であり、山の管理は主として浜平と野栗沢の人たちが巣見衆に任命され、山守の指揮のもとに彼らが中心となつて行なわれた。山の管理は幕府指定という名目を背景にしてきわめてきびしく、日常の山の利用はいいうまでもなく枯木や下草の採取、さらには焼烟を作ることさえ禁止された(史料②)。春の彼岸は巣の産卵期にあたり、つづいて果腹の採取期に入る。巣はきわめて警戒心が強く人気をひどく嫌うので、この時期になると守は村人にお巣鷹山に近づいたり、山の近所で薪を伏つたりすることを禁じ、またすべての鉄砲を封印しその使用を停止させた(史料③)。巣が発見された時は、発見者に褒美が与えられたりするが、その真否や巣下しの時期の判定は高度の熟練を要した。また巣巣を献上するまでの飼育にも万全を期したことはいうまでもない(史料④)。

白井け国境に位置する部落であるため開所がおかれて、同時にその地理的位置によって市場であるため開所がおかれて、同時にその地機能は大きく、それは信州の米(主として野沢で集荷された佐久米)が十石峰(一日に十石の米が駆送されたことに由来するという)をこえて、自給不可能な山中領や武州秩父郡一帯に移出されていたという



(二)上野村の古文書

144 - 148 頁は、

個人情報が含まれるため非公開

(4) 享保七年三月 憧原村御果露果下し仕法報告書

一 御果露わろし之事

かいわり申候而十八九日廿日程ニ而おろし可申事

一 鮎飼之事
鯉居ニ一日ニ六ツ七ツ程ツ、すゝめかい可申事

一 鯉、児鯉見分様之事
鯉ハ相たいかさ大きタ、はしふとく足大き有之ニ、児鯉ハ相たい

小さく、はしほぞく足もほそく小さく候、以上
御汪進仕候、以上

六月十七日

水上八左衛門

伊藤十右衛門

平原村之内八金

同 斷 係 三郎

同 基左衛門

神原村

万 助

佐右衛門

(浜平 高橋真一家)

寅 三 月

上州甘樂郡山中領
憧憬原村之内浜平

御果露見

三右衛門

同 基兵衛

同 孫右衛門

同 安左衛門

野栗沢村

同 断 係 三郎

七郎兵衛

同 弥四郎

右之通り差上候控也

(5) 元禄十六年五月 白井闕所規定返答書

白井村闕所之儀ニ付御尋被遊候ニ付申上候

一 闕所有來御条目御証文無御座候、信州⁵出候穀物白井村ニ而先年
配之節山中領白井村、御願申上、壱月ニ七日宛ニ穀物の売買御究被
下候節、伊奈左門様御判形ニ而御書付被下置候

同 重 助

茂兵衛

同 平左衛門

同 平 助

同 角兵衛

同 忠左衛門

同 同

同 重助

同 茂兵衛

同 平左衛門

同 平 助

同 角兵衛

同 忠左衛門

同 同

同 重助

同 茂兵衛

同 平左衛門

同 平 助

同 角兵衛

同 忠左衛門

同 同

同 重助

同 茂兵衛

同 平左衛門

同 平 助

同 角兵衛

同 忠左衛門

同 同

同 重助

同 茂兵衛

同 平左衛門

一御闕所有米袋道具鐵式筋・長刀毛丁・門式筋・(かば)首設毛筋・轟口
五本・棒五本・手鏡式ツ・捕かき式筋・早櫛五筋・番行燈毛ツ・挑
燈式ツ・松明・此外無御座候

一番人不儀者晏夜式人ツ・指置相勸來り候・式人之給分扶持方共金九
兩程懸り申候

一白井村御闕所脇道ニ御座候故、御判鑑出不申候、御闕所を越銀山跡
々有之候節者、御支配被成候伊奈左門様の御書付御出シ金振共出入

致候ニ付、御手代の御判鑑ニ而出入可致候、秩父領金沢金山出来仕
候節信州江龍通候ニ、御支配被成候池田新兵衛様手代の御判鑑之札

ニ而出入為致申候

一御闕所木戸式間半左右のやらい拾式間御座候、且又御公用継飛
脚之外ニも山中領者急御用御座候得ハ相改夜中ニも通シ来リ申候、
勿論近村の請合無之候者一切通シ不申候

一脇道ニ而御座候故武士方之往来無御座候、山中領・秩父領御闕所龍
通候節者馬より下り、かぶり物跡タクとり来り申候

一御闕所高札無御座候、切支丹御制札者先規(マ)申候

一元禄十六年未ノ五月

一上野国甘葉郡山中領上山郷白井村
番頭

一長百姓 友右衛門 (印)

一六郎右衛門 (印)

一同 同 同 同 同 同

一李右衛門 (印)

一弓五右衛門 (印)

一七右衛門 (印)

一助右衛門 (印)

一庄左衛門 (印)

御代官様

同 勘左衛門
同 権七郎
同 惣兵衛

(白井 黒沢重明家)

(6) 文政七年閏八月 白井村米穀取引ニ關する協定書

為取替申書付之事

一今般其御村役商人衆一同名主元江被顧候者、私村方白井役問屋方ニ

而近年仕切勘定年々差滞り候故、残金多分相嵩依之元方江勘定不相

立、仕入方差支ニ相成候間殿商完出來不仕、右ニ付荷物差出候儀決

而不相成候由被顧出候間、右之趣書状ヲ以御懸合被成候ニ付、取調

之上村役元井問屋為惣代相出張、万端相談取扱左之通り

一白井市日之儀ハ先年五月三日与日限相居候得共、中代万端等閑

ニ相成候故、今般両村役問屋商人相談之上相改候事

一穀物直販等之儀ハ、祇汎市場其時々振合う以里数余分丈之掛り錢差

加江相場相極、問屋商人相談ヲ以応要ニ取計可申候事

一般代金取遣之儀ハ、問屋立会之上現金ニいたし仕切勘定永端迄請取

可申候事

一市間ニ生死有之節ハ問屋方ニ而売賣いたし候ハ、其市之相場ヲ以

來市ニ右代金不殘勘定可相済候事

右之通自得相談之上取極候上ハ相互忘脚仕間敷候、依之双方連印ヲ

以為取替申所如件

白井

百姓五年

百姓代勤兵衛

延宝五年
巳四月廿一日

左門印

白井村
百姓

番頭
理右衛門

(白井
高橋流島家)

(8) 安政四年正月 乙父村產物壳出書上帳

(表紙)
「產物產業品壳出書上帳

上州甘樂郡

乙父村」

覺

一大豆小豆凡百式拾石

此代金凡百兩 但シ老兩二付老石武斗

是ハ產物之品老ヶ年壳出高凡積リニ御座候

一捆百拾疋

此代凡四拾式兩式分 但シ老疋二付金三分

一紙百八拾九俵

此代凡金百六拾五兩老分式朱 但シ老俵二付金三分式朱

一小細工物穀物類稼人一切無御座候

右御尋二付取調候所相違無御座候

當御代官所

上州甘樂郡乙父村

百姓代

年寄左十郎

年寄伝兵衛

印印印

(7) 延宝五年四月 白井村市日御証文写

伊奈左門様
被下置候白井市日御証文写

信州山中領江雜穀壳米候義、日限不究候二付白井之關銀ニ有之候由、

就夫日限相定度旨白井之者共訴來候、老ヶ月七日ニ相定候間、右之日、

限ニ信州參り候雜穀山中領・秩父領共ニ自今以後者貰取可申候、尤

信州之者雜穀壳參候商人白井村宿ニ可有之候間、罷拂り候時分者面々

之宿ニ而人改吟味可有之候、若相違成義有之候御法度相背候ハヽ、審

之者者不及申白井一村之者可為曲事候、以上

安政四年
巳ノ正月

(白井 黒沢定彦案)

新羽村
立入人
十郎次

惣左衛門
与頭利右衛門
治部右衛門

間屋惣兵衛
同主
与右衛門

勘左衛門
同
勤左衛門

年寄甚兵衛
年寄

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

(三)中里村の古文書

152頁は、

個人情報が含まれるため非公開

以上總計一一五点

今井勝経家 中里村神原 元禄三年

以上總計一点

黒沢家旧藏文書（高崎市立図書館所蔵）

一冊

卯四月廿六日

浜平 御靈見懇代

其兵衛 与右衛門

④⑤

下山郷御成り相定之事 慶長十九年
中山神原村御年貢勘定帳 慶長十九年
子歳中山村御年貢請取之事 慶安元年
中山郷御年貢請取之事 承応元年

中山郷御年貢皆濟之事 寛文元年

差上申御果蠶山手形之事 元禄四年

中山領寺院開基ニ付内々書上 元禄七年

御勘定奉行酒造之義ニ付御達 元禄十五年

山中領石高井酒造米書上 享保三年

上州甘樂郡山中領御林帳 享保二年

山中領青梨村宗旨人別御改帳 元文五年

小作手形之事 明和九年

神原村小前高帳 天保三年

元御果蠶山木數品數書上帳 明治元年

上州甘樂郡山中領上山郷村帳 正徳四年

以上その他一括書類を含め約九〇〇点

一通 一通 一通 一通 一通 一通

六冊 六冊 六冊 六冊 六冊 六冊

ト 年次不詳 山中領中山郷作物播種量・蒔匁書上

(神原 黒沢家旧藏)

一

烟

百文

の

場

所

ニ

者

武

斗

くら

ひ

蒔

申

候

麦

毫

斗

五

六

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

大

豆

毫

斗

四

五

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

栗

毫

升

より

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

小

豆

毫

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

一

麦

毫

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

大

角

豆

毫

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

一

豆

毫

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

一

麦

毫

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

一

麦

毫

升

下

烟

ニ

ハ

一

斗

くら

ひ

蒔

申

候

一

年

次

不

詳

浜平村御果蠶発見届

口上覧

一 鹿果郷鹿山ニ而御果蠶一果見出申候、未かいわり不仕たまこ式ノ御座候、右かいわりの儀者來月八日九日時分可仕候、同廿六七日之時

分里下シ可仕候、今度御果蠶たまごにて御座候へ共、御役所へ御往進ニ罷越候御添狀可被下候、右御果蠶大切ニ見立果下シ仕、御下知次第差上可申旨被仰渡奉得其意候、以上

之上

(四)万場町の古文書

154頁—161頁は、

個人情報が含まれるため非公開

黒沢丈夫家文書

162頁は、

個人情報が含まれるため非公開

御除地

天岩山
泉竜寺

(文書の特色)

黒沢家の系譜については、十分に調査ができず「まのところ明らかでないが、恐らく、前記勝右エ門組（遠西組）の初期世襲名主であった黒沢勝右エ門の一族と思われる。寛保一（一七四一）年「相定申連判一札之事」には、長百姓一七名中の二番目に連判しており、いわゆる初期本百姓の系譜をもつ村内上層の農民であった。史料を通じて知る限りにおいて、同家は少くとも明和年代には遠西組の名主として活動しており、また、中期以後のある時点からは在方商人としての側面をもつようになり、文政五（一八二二）年には酒造も開業している。

同家所蔵の近世文書はいわゆる名主文書と酒造を主とする経営関係私文書に大別できるが、総数約一〇〇点に達する。分類したがつて文書概要を記すと次のとおりである。

1. 領知関係文書

自享二年「上野国甘楽・秩父・児玉郡御法度書」、文政九年「五人組仕置帳」などのほか、文政・天保期以降については、触書（寫）や諸取締に対する請書の類がかなり残存している。なお、山中領他村にも散見される「御代官御頭目」（覚）がある。

2. 村政関係文書

天保二年「御改正組合規定」、維新期の村役取扱議定である「規定書之事」や寛政一〇年「名主跡役の件に関する一札」など村規定や名主役儀関係のものが十数点。村況をしめす「村産帳」・「村様子書上帳」の類も（案）（控）を含め宝暦三年からのものが數冊残されている。

また、文化一四（一八一七）年以降明治初年の間の「宗門人別改帳」（持高が付記される）が約四十冊のほか、「家数人數増減書上」などの類も数点残っている。

百疋代
倉
藏
年
寄
萬
之
助
名
主
印
伝
兵
衛
才
重
郎

七日市御預り所
上州甘楽郡
乙父村

右者村方銘細書村鑑書面之通り御座候。以上
慶応四年壬四月
男式百廿武人
女式百三拾六人
出家
武人
馬三拾三疋
惣人数四百六拾人内
去卯年
一家數百拾壹軒
此反別三歳拾八歩
九ヶ所
御除地
一堂
捨壠ヶ所
比反別壠反壠數廿壠歩
九ヶ所
御除地
一寺
壠ヶ寺
但シ境内四畝二五歩
押宗
御除地
一社
九ヶ所
比反別壠反壠數廿壠歩
九ヶ所
御除地
一堂
捨壠ヶ所
此反別三歳拾八歩
九ヶ所
御除地
一寺
壠ヶ寺
但シ境内四畝二五歩
泉竜寺

「村人用帳」も明和四（一七六七）年以降のもの一二冊、「御用留」も安政五（一八五八）年以降のものが九冊ある。

3. 土地関係文書

元禄一年「上野国甘楽郡山中領上山郷乙父村御検地水帳」四冊をはじめ、宝曆一四（一七六四）年から弘化五（一八四八）年の間の「名寄帳」が六冊残されている。

また、御林御農果山の関係文書には、宝曆九年「御林御農果木数書上帖」、文政七年「乍悉以書付奉上候（御林覽下守百姓扶持米給与願）」や御林内取締に関する請書など約二〇点が残っている。

なお、私文書に属するが、「畑質物証文」が、延宝・天和・貞享・正徳・享保・元文・明和・安永・天明・寛政・文化・文政・天保・弘化・嘉永・安政・元治・慶応・明治の各年次にわたり、七〇余点が残されている。

4. 貢租関係文書

「年貢割付状」が、宝永・享保・元文・寛保・延享・寛延・宝暦・明和・安永・天明・寛政・享和・天保・弘化・嘉永・安政・萬延・文久・元治の各年次にわたり七三点、「年貢皆済目録」については、元禄一（一六九八）年から元治一（一八六五）年までの間、文政期をのぞく殆どの年次にわたって残されているので山中領の貢租問題を研究するうえで重要な基本史料といえよう。このほか、「年貢請取書」「年貢皆済取立帳」「反取帳」「分米帳」「夏秋冬割合帳」「年貢皆済勘定帳」「夫錢帳」「小物成夫錢取立帳」など、貢租関係史料は実に豊富である。

農業関係文書

数量的にはわずか二〇点余にすぎないが、元文三（一七三八）

5. 各産業関係文書

林業に関するものには、立木や薪の「先買証文」「先山代金受取証文」や百姓稼山充却にかかる「訴狀」など約三〇点が残っている。

また、嘉永年中にはじまる武州秩父郡中津川村の船山稼掘に関する関連資料が數点ある。これは同家が武州多摩郡下梅沢村の船人年寄係兵衛から「先前より味噌酒其外品々仕送候代金百六十拾九両三分武朱・錢四百廿文相添（中略）前段の大借も不願無余義今般内輪乗合金主ニ相成員候様」と申入れられたことによるものである。

なお、水車関係文書も數点残っているが、紙漉出しの日記について南牧村々と橋原・乙父・平原の三ヶ村が取組めたことをしめす天保一二年「入置申一札之事」が発見された。

量的に最も多く残されているのは、同家の酒造経営にかかる史料である。文政八年「万覚帳」・嘉永五年「仕入料取帳」・同六年「大福帳書抜」・慶応四年「當座帳」・明治二年「藏勝手入用扣帳」等々の冊子もののほか、信州穀商人との間に取りかわされた「取引帳」や酒造米取引にかかる「書簡」の類が多数残されており、幕末期の酒造経営の実態を明かにするうえに十分な史料といえよう。

商業関係文書

酒造に関連したものと、その点数はわずか一〇点ほどしかないが、酒・米・醤油などの白井市日直段を記した嘉永四年「諸色相場帳」や天保年間に乙村外五ヶ村が信州大日向村米穀商人外三人を相手取り「米ノ先立ニ私欲押領」を理由に争訟した際の「内済証文」などの重要史料を含んでおり、また、天保二年「馬喰渡世心得」など珍しいものが残されている。

交通・運輸関係文書

「往来手形」が三点。文久一年「伝馬諸入用控帳」「御変革に付坂本宿江当分助郷、人馬雇揚代金井諸用割合帳」などのほか信州路往還難渋の件について天保二年の「願書」や舟運關係では江戸深川までの用材運びについての「触」などがある。

社会関係文書

相続・縁組・奉公人請状など二〇数点。主として幕末期の「借用金証文」が約五〇点。天保八年「頼母子講発起帳」、無尽について安政六年「連判之事」など庶民間金融史料若干のはか「押借米」・「夫食料」・「相続料郷下ヶ金」「小兒養育御手当料」等々、幕末期農民の困窮化を表がきする史料がかなり多く残っている。

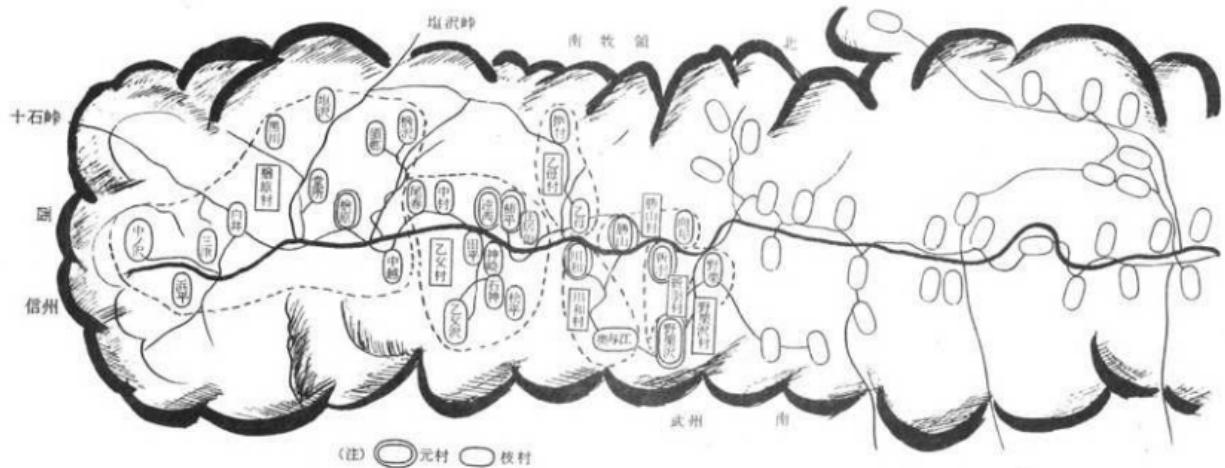
また、主として化政期以降のものであるが、農民相互の喧嘩・博奕・その他諸々の事件にかかる「済口証文」や「詫書」など當時の世相を如実にしめしてくれる史料が以外に多く約六〇点に達している。

なお、寛保一(一七四一)年に家普請手伝い等について結いの取扱を行った際の「相定申連判一札之事」は、山村の生活構造を究明するうえで貴重な資料といえよう。

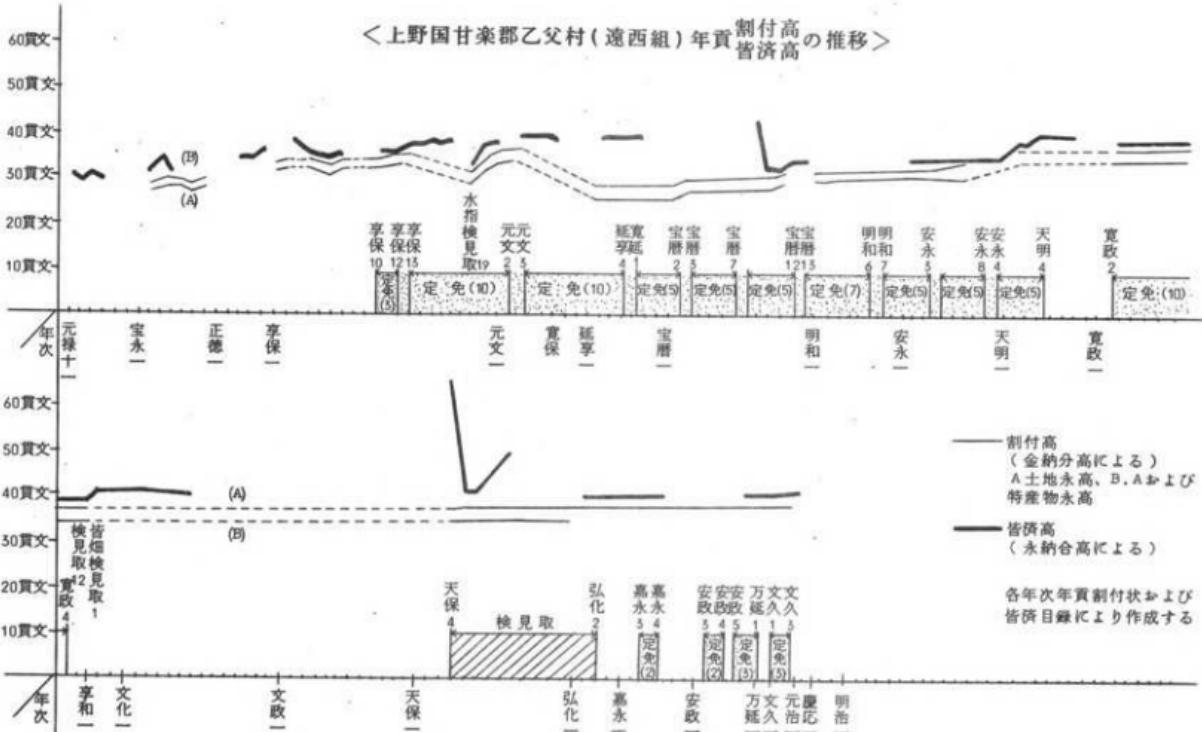
年次不詳「加持秘文伝授書」、慶長二〇年「深山に入ったときの心得書(市川角兵衛あて)」等、修驗關係文書と思われるものほか、社人筑後に係り訴訟につき「乍恐以添輪奉申上候」・弘化三年「伊勢・四国・西國順拝見舞請帳」など宗教關係史料がわずかに残っている。なお、明治初年小学校建設前後の關係史料が比較的多く残されている。

(井上 定幸)

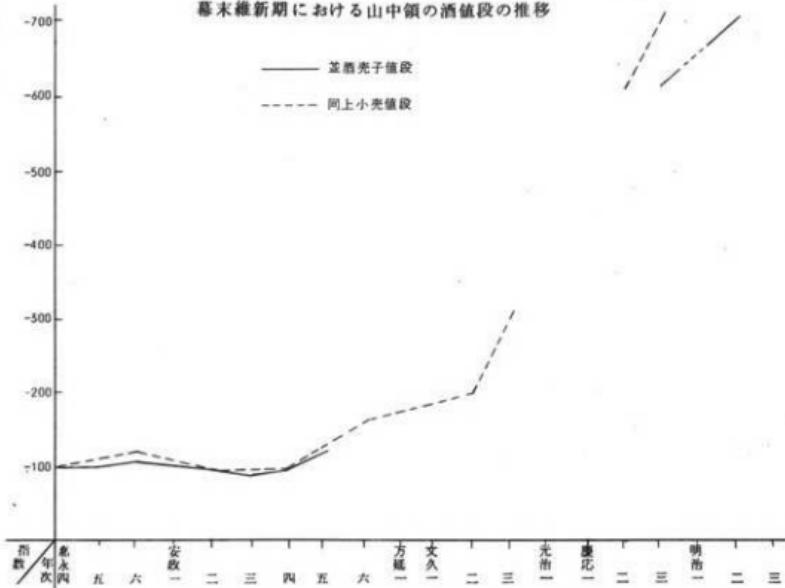
山中領乙父村附近図



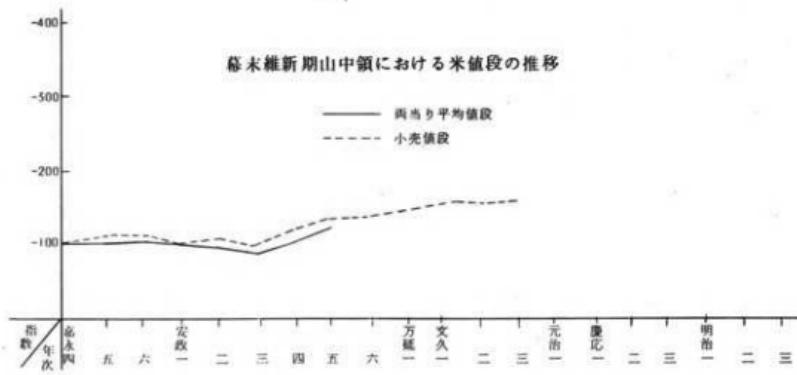
(多野郡万場町黒沢建広家所蔵)
の山中領絵図より作成



幕末維新期における山中領の酒値段の推移



幕末維新期山中領における米値段の推移



<黒沢丈夫家所蔵 嘉永4年10月>
<「諸色相場帳」により作成>

(表1)慶応4年1月黒沢家の酒(醤油含む)販売状況

月 日	販 売 高	(内小売高)
	両・分・文	實・文
1月1日	1. 2. 3	6,500
2日	2	8,156
3日	7. 3. 3	1,600
4日	14. 3. 3	6,467
5日	11. 0. 1	9,900
6日	2. 0. 1	3,900
7日	4. 1. 0	7,700
8日	4. 2. 2	7,000
9日	8. 1. 1	3,000
10日	6. 5. 0	8,600
11日	5. 2. 2	2,824
12日	6. 5. 2	7,424
13日	6. 0. 3	14,091
14日	5. 5. 3	9,084
15日	1. 3. 2	7,500
16日	2. 2. 2	30,700
17日	5. 1. 3	8,554
18日	5. 5. 3	26,036
		3,400
19日	19. 3. 0	22,612
20日	3. 5. 1	8,300
		1,224
21日	3. 0. 2	8,660
22日	1. 3	6,200
23日	3. 0. 1	15,294
		424
24日	7. 2. 0	12,265
25日	4. 3. 2	1,0
26日	10. 0. 0	4,272
27日	15. 3. 0	5,627
計	164. 2. 1	248,627
為 金	219両2分1文	500文
	6両3分	520文
		2. 0 61,270

慶応4年1月「当座帳」より作成

(表2)慶応4年1月黒沢家の酒(醤油含む)販売額

		村々別販売相手名	()は村名 ()内の数字は入金回数
上	乙父村内山	[村]甚左エ門(3)勇作(2)仙太郎(1)十兵エ(1)太兵エ(1)太三郎(2)貞五郎(1)周琢(2)新左エ門(1)榮吉(1) 彦兵エ(5)勝右エ門(2)東(10)若者(2)袖ノ友右エ門(5)日雇ノ栄作(2)周吉(1)[補平]伝兵エ(9)借家下屋 (2)善作(2)[乙父]定吉(1)忠次郎(2)伊十郎(1)定吉(2)安五郎(1)安三郎(1)寅次郎(4)武左エ門(2)鳴 之助(5)久平(2)[田平]初五郎(6)金作(2)豊次郎(4)善吉(7)寺(5)万之助(5)園松(3)九内(1)寄吉 織之助(4)重蔵(14)熊藏(2)巳之吉(5)お歩き(3)治太郎(4)平治右エ門(2)中三郎(4)竹三郎(2)太十郎(1) 寺(1)重三郎(5)伊三郎(1)安五郎(1)新助(1)平左エ門(1)市穂(1)近之助(1)勝三郎(1)友右エ門(1)[中村] 覚左エ門(7)徳蔵(1)悲蔵(1)長二郎(1)今二郎(1)寅蔵(1)おきみ(1)惣兵エ(2)[補平]留吉(4)彦吉(1)權 左エ門(2)由松(2)喜平治(1)茂十郎(2)仙之助(2)由松(2)伝兵エ(1)治之助(1)三十郎(2)[住居附]治兵エ (1)安五郎(1)佐市(1)嘉士郎(2)竹松(1)甚兵エ(1)西蔵(1)嘉右エ門(2)[石神]伊三郎(5)米蔵(2)大助(2) 清次郎(1)清吉(1)彌吉(1)代吉(1)政吉(1)[小春]左患(1)平左エ門(2)近右エ門(1)留吉(1)	
郷他	中越	[中越]初太郎(2)寺、元右エ門(1)[藤山]字十郎(1)文吉(1)八右エ門(3)惣兵エ(2)法院(2)定寿院(1)丑松 (1)門川[竹松]千代吉(1)市定(4)[塙田]源二郎(1)白井[源兵]国次郎(1)[三津川]十兵エ(5)[野栗] 嘉四郎(7)弥右エ門(3)六蔵(1)治太郎(1)太十郎(2)近之助(1)巳之吉(1)八太郎(1)良作(1)平治右エ門 (1)[黒川]松右エ門(1)宇吉(1)[中ノ沢]初五郎(1)須賀(1)寅蔵(2)裕次郎(1)船助(1)向屋(1)七三郎(1)[新羽]乙 吉(1)雲所(1)おせん(1)友作(1)	
中	山郷	[問物]嘉吉(6)徳松(1)平吉(7)久作(2)長吉(1)[神原]三代吉(1)九郎(2)[平原]利右エ門(3)[魚尾]兵五郎(2) 五良左エ門(1)万吉(1)勘治郎(1)源蔵(1)甚左エ門(2)勝三郎(2)五郎左エ門(2)清助(2)義兵エ(2) 鶴吉(1)才二郎(4)嘉吉(1)若衆(1)[尾付]市兵エ(1)四郎兵エ(1)平太夫(2)嘉右エ門(3)[相原]元路(1)六 藏(1)太兵エ(1)	
下	山郷	[船子]玄治右エ門(3)岩二郎(1)市右エ門(5)源七(1)市松(2)李八郎(2)[森戸]惣吉(5)周吉(2)栄蔵(1)太 作(1)義吉(1)貞蔵(1)定五郎(1)宇一(1)林二郎(3)おぎん(4)岩吉(8)[黒田]文五郎(4)八十吉(3)彦兵エ (2)[青葉]覚蔵(5)嘉四郎(1)[小平]嘉吉(1)佐十郎(1)	
秩	父	[坂本]金之助(1)壹八(5)紋二郎(1)[川原]覚右エ門(1)和作(1)五郎右エ門(1)若狭(1)倉翁(1)郡治(1)文 右エ門(1)	

慶応4年1月「当座帳」より作成

黒沢定彦家文書

170頁は、

個人情報が含まれるため非公開

(園所定)

(煙草粉失につき届)

(荷物差出残金皆済一札)

(引合残米宅敷差出につき対談書)

(他出澆百姓跡取立百姓一件に)

(無尽譲り証文)

(山丸り取替証文)

(継荷口銭之内宅敷ニ付三文例銭)

(いたし道普請為助合差出示談額)

(御拝借願一件扣(天明四年家数六九件類焼につき)

(一札之事(鉢屋不正につき))

(送狀之事)

(99) 為取替議定一札之事(商人仲間荷物貰錢)

(議定一札)

(天地略図庸考(天文学の書))

(境目紛争内済証文)

(代官よりの達(人別吟味の件))

(再修復勘算帳(白井村正光寺))

(家督相続一札之事)

(御年貢滞一件詫状)

(年不明)

(明治六年二月)

(延宝五年四月)

(安政二年九月)

(年不明)

(元文五年十月)

元禄十六年三月

安政三年六月

文政十一年十一月

安政四年十月

嘉永四年三月

嘉永三年三月

嘉永二年六月

嘉永二年三月

年不明

天明五年一月

天明五年一月

年不明

慶応二年十一月

万延二年二月

文化十四年十月

年不明

吉利支丹改七人組一札

吉利支丹改七人組一札

天地略図庸考(天文学の書)

境目紛争内済証文

代官よりの達(人別吟味の件)

再修復勘算帳(白井村正光寺)

家督相続一札之事

(御年貢滞一件詫状)

(年不明)

(明治六年二月)

166 送米穀貯蔵勘定覚

170 家抱定旨議定進度訴訟書(断簡)

174 仕切覚

177 引取養女一札之事

178 養子持參一札之事

179 (通行御印鑑頂顎願書(案))

付 質地証文、金子借用証文

183 文政十三年三月

187 明治六年二月

191 年不明

195 年不明

200 寛文六年八月

204 露年

208 露年

212 露年

216 露年

220 露年

224 露年

228 露年

232 露年

236 露年

240 露年

244 露年

248 露年

252 露年

256 露年

260 露年

264 露年

268 文政十三年三月

272 明治六年二月

276 年不明

280 露年

284 露年

288 露年

292 露年

296 露年

300 露年

304 露年

308 露年

312 露年

316 露年

320 露年

324 露年

328 露年

332 露年

336 露年

340 露年

344 露年

348 露年

352 露年

356 露年

360 露年

364 露年

368 露年

表 I

				家抱		か か げ て お き た い。
a 不 明	野栗沢村	名主 権三郎	組数 計 7組	(7人組 6 4人組 1)	百姓数 名主以下 47 (11)	
b 源 正 寺	新羽村	名主 八右エ門 久右エ門 源之丞	組数 計 6組	(7人組 3 8人組 1 5人組 1 4人組 1)	百姓数 名主以下 41 (13)	
c 吉常寺・觀音寺	勝山村	名主 八左エ門	組数 計 7組	(7人組 5 6人組 2)	百姓数 名主以下 48 (3)	
d 円通寺	乙母村	名主 八郎兵エ	組数 計 8組	(7人組 2 6人組 1)	百姓数 名主以下 21 (0)	
e 不 明	川和村	名主 市郎兵エ	組数 計 5組	(5人組 1 7人組 4)	百姓数 名主以下 34 (0)	
f 不 明	柿平村	名主 伝兵エ (分)	組数 計 6組	(3人組 1 7人組 5)	百姓数 名主以下 43 (12)	
g 泉竜寺	乙父村	名主 猪右エ門	組数 計 5組	(6人組 1 7人組 4)	百姓数 名主以外 35 (1)	
h 中正寺・正光寺 参仰寺・竜正寺	なら原村	名主 万太郎	組数 20組	(6人組 2 7人組 14 8人組 4)	百姓数 名主以下 143 (27)	

表 II 家抱所有者名前及び数

① 野栗沢村	(権三郎 9人 善十郎 1人 金十郎 1人)	宮内左エ門 2人	小左エ門 1人
② 新羽村	(源助 5人 源之丞 2人)	八右エ門 2人	八郎右エ門 3人
③ 勝山村	八左エ門 3人		
④ 乙母村	なし		
⑤ 川和村	なし		
⑥ 柿平村	長三郎 1人 松右エ門 5人	九右エ門 1人 加兵エ 1人	伝左エ門 3人
⑦ 乙父村	甚右エ門 1人		
⑧ 楠原村	万太郎 15人 権三郎 3人	利右エ門 5人 新兵エ 1人	九左エ門 2人 彦左エ門 1人

大河内、金兵衛、久綱について

大河内氏は、山中領の第三代の代官を務めた人物である。彼の出自については、寛政重修諸家譜では清和源氏賴光の流れをくんでいることになっている。彼の父は金兵衛秀綱といその嫡男であった。徳川実記の寛永十五年十二月五日条に「大河内金兵衛久綱地方奉行をゆるさる」と記されている。彼は正保三年四月三日に七七才で卒しているから、この時点では六九才であった。一般に人生五十年という考え方からみれば彼が代官を務めることは特別な事由が存在していなかったであろう。

現在山中領で確認されている彼の在任期間は元和元年から寛永十五年迄その間廿五年間であった。特に彼が代官を免ぜられた年迄の年貢割付状が一本も欠けることなく、下郷の黒沢家には保存されており彼の時期の税率を研究する場合には一つの参考となるものである。

彼によつて山中領唯一の関所であった白井関所は設置された。設置代に関しては、里人の口碑に寛永八年と伝承されていたが、白井方面の古文書調査を実施した時にその説を証明する史料が発見される。(白井・黒沢定彦家文書第9号文書)

さらに、同関所に関する御所定や関所の構造を示す史料もみつかつた。(万場町・黒沢建広家文書)

彼が発給した年貢割付状の署名をみると、元和元年から同六年迄は大河内係十花押及印「印文久綱」、元和七年には大河内係十郎と記され(重判)であり、さらに八年・九年は大河内係十(重判)・寛永元年は再び大河内係十郎(重判)となり、寛永二年・三年では大河内係十(重判)・四年・五年・七年迄は大河内金兵衛(重判)、さらに八年は大河内金兵衛(印)のみで花押なし・九年で大河内金兵衛(重判)・十年同様、さらに十一年以後十五年迄は大金兵衛(重判)

となつてゐる。

特に寛永九年十一月十五日発給の割付状には、裏に百姓の連印が認められる珍らしい史料である。幕府は寛永二十一年に上方及び関東の代官に対して出した覚(徳川禁令考前集第四二一〇五号文書)の中で

「一、毎年納方割付懃百姓不残見せ加利致させ以来迄無出入様ニ可申付之事」という覚が出される以前に大河内氏はそれを行つていてことが知られるのである。

山中領の代官を務める以前は、彼は武藏国忍代官所の筆頭代官であったようである。

(資料)

白井御園之儀ニ付御尋被遊候ニ付申上候
被為遊候信州ら穀物寛永八年大河内金兵衛様御支配之節御園所御建

一、白井御園所之儀者寛永八年大河内金兵衛様御支配之節御園所御建
被為遊候信州ら穀物白井ニ而先年ら山中領秩父領先賣仕候付(原
空白)

御園所獲ニ罷成候故伊奈佐門様御支配之節山中領白井村ら御願申
老ケ月ニ七日宛ニ穀物之先賣御究被下候節伊奈佐門様御利形ニ而

御書付下候
一、御園所來候道具鐵式筋長刀宅丁們式筋舟首股弓筋轄口五本手鍔
一、式ツ捕ハギ武筋早禪五筋番行燈毛ツ桃燈二ツ松明此外無御座候
一、番人之儀者昼夜式宛指相勧來リ候式人宛之給分扶持共ニ金九兩

程懸り申候
(マメ)
一、御園所木戸式簡右左之キミイ御式 御座候且又(原空白)御公用
繕脚之外ニモ山中領之者急用御座候得ハ相改夜中ニモ通シ來り
申候向諭近村さ請合無之候者一切通シ不申候

一、御園所高札無御座候切支丹御制札者先規ダ健置申候以上
西上 山中領白井村番頭
數馬

長百姓

宗左衛門

右之条々急度可相守者也

元禄十六年三月

(小山
友孝)

寛保式年戊五月

同

七右衛門

同

武左衛門

同

勘左衛門

同

清兵衛

同

庄左衛門

同

友右衛門

石半右衛門様
御役所

(資料)

定

一、御閑所昼夜無懈怠相守可申候朝六ノ時より暮六ノ時迄可令往行無

様子細有之候而夜中通候ハハ不叶義有之ハ当地長百姓立会吟味之

上怪敷敷於無之ハ可相通事

一、武具鉄砲一切不可通持弓ハ可相通事

一、女手形無之者一切不可通其外手負惣て怪敷者通候ハハ捕置可致注

進事

一、当谷之女谷中江參候者跡々手形無之而通來候而可為前々通事
一、不依何事御番所ニ不可致宿尤常々人集不可致事

「古文書一覧」

175 - 192 頁は

個人情報が含まれるため非公開

西毛の有形民俗文化財

一特に山中領の民俗について一

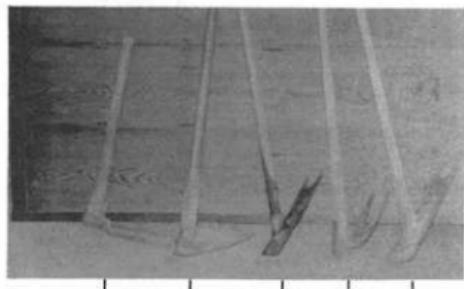
各市町村教委から調査報告された資料は、上野村・万場町・中里村の三町村のものが量からいっても最大で、内容も豊富、民俗文化財としても傑出していたので、この三町村に焦点をあてて以下報告する。

万場町以奥の神流川渓谷は、古い地層の山地が浸食によつてできた谷である。浸食が著しく進んで急傾斜をもつて神流川に臨んでいるから、水田耕作はほとんど不可能で、上記三町村のうち上野村に僅かにみられる程度である。畑作は、この急傾斜地に石がごろごろしている。そこに石垣を設けて僅かの平地をつくりだすといった状況である。しかもこれが山巒まで続く場合すらある。古来、焼畑耕作があり、楮やこんにゃくを特産としてきた。

このような状況であるから、牛馬耕などはほとんど望めず、畑への運搬も畜力利用は不可能で、ほとんど人の背に頼つてきたといえる。そのため、そうした運搬具の発達は実に目さましく、他地方の比ではない。がこの地方の農民や鍛冶屋によつてなされた。

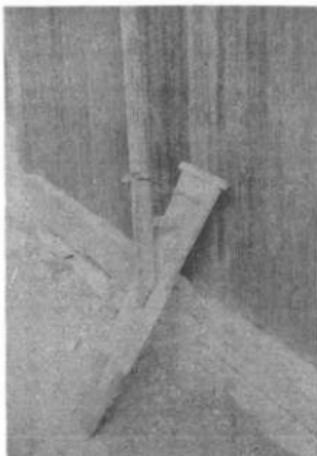
一、農耕具

前述のように、土壤は疎い。固い古成層の小石まじりの土である。従つてこれを耕作するには、普通の歟などでは刃がかけてしまつて役にたたない。そうした小石をも、適当に避け、適宜に耕耘できる工夫がこの地方の農民や鍛冶屋によつてなされた。



歟がら他歟類
(中里村 高橋三氏方)

鍛
類



エグワ（鉛鋤）
(中里村 高橋三氏)

一見特徴はみられない。ここでは柄が、歯面を平ににおいて肩にくるのが普通とされる。柄の長さは二mを越すのが普通。七尺五寸が普通であるという（万場町にて）

草かき・アヒル口・ミツゴ

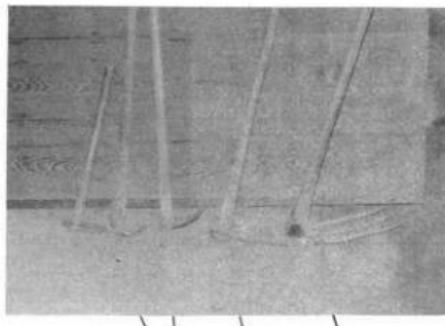
左から三丁が草かき。そのうち中央のものにこの地方らしい特徴がある。前掲唐鍬に似た効用があるのである。アヒル口は左より二番目。またカツルといふ。つるはしの片方だけという意味であろうが、こうしたものが農耕用具であるところに地域性がある。

麦の土入れ
もぐらさし

麦の土入れは、どこにでもあるもの。
もぐらさしは珍しい。

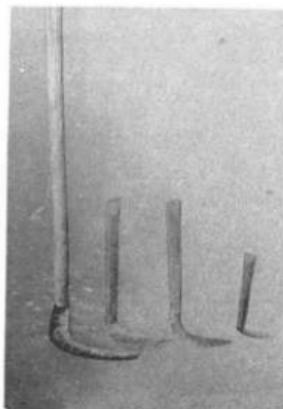


麦の土入れ・もぐらさし
(中里村 高橋三氏)



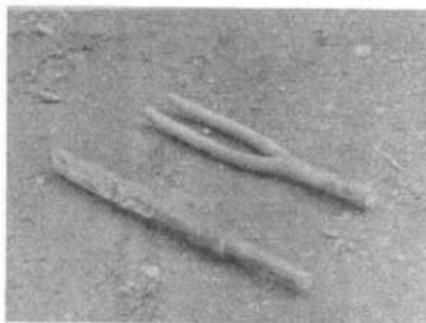
草かき・アヒル口・ミツゴ
(中里村 高橋三氏)

千衡の形式はそう変わらないが、歯にしのを使用している点が原
始的で面白い。



鎌類
(中里村 高橋三氏方)

はではたき棒



はではたき棒
(中里村 新津行信氏)

砥すかり

スカリは網状のもの。砥石を入れる網袋。

の柄をつけたものもあり、これを万場町ではクルリといつて
いる。豆だけではなく、小麦などにも使用したら
しい。これに長い竹

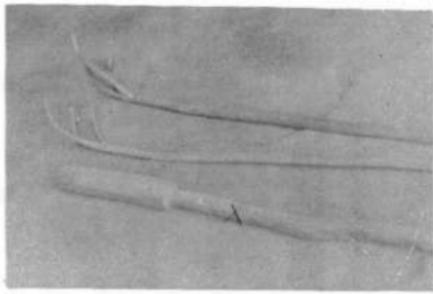


せんば

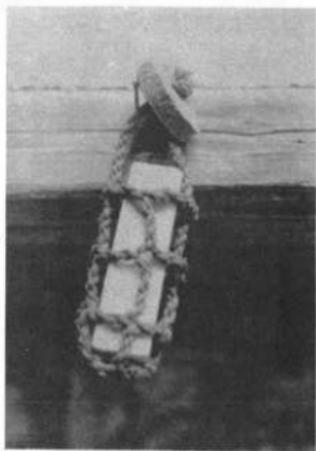
せんば
(中里村 山口功氏)

左から桑切鎌・中央二つが草刈鎌・下刈鎌。

向って右ビヤーと
いうのは、幡恋村で
バイといつているも
のと同じであろう。
豆はたきに使われる。
エゴの木で作るので
あるか。左は、水
上町でボウチボウと
いっているもの。こ
こではコテというら
しい。手前の柄をつ
かんでクルリ、クル
リと廻して叩くので、



木の葉かき
(中里村 神原茂雄)



砥ざかり
(中里村 神原茂雄)

木の葉かき
（中里村 神原茂雄）

上二本がそれ。棒
の木の三叉の枝を利
用する原始的なもの
が面白い。

筆者が、万場町東塩沢の黒沢国一氏宅で調査したかごの仲間等も次のとくである。
 ホカゴ 麦の穂をつんで入れる。竹かご ($43 \times 65 \times 52$ cm)
 ウマカゴ 馬につけるかご。これに肥料・収穫を入れて運ぶ。他の地方では、ピクとよばれるわら製や、木製桶になつているものが、ここでは竹製である。 ($61 \times 41 \times 52$ cm)
 ショイカゴ いろいろ背負い歩く。 ($48.5 \times 32.5 \times 42.0$ cm)
 クワトリコシゴ 桑つみざる ($48.5 \times 32.5 \times 42.0$ cm)
 ツミコシゴ 肥（こえ）をツム（まく）かご ($50 \times 32.5 \times 34.5$ cm)
 三升コシゴ いろいろ入れる。 ($26 \times 19.5 \times 24$ cm)
 コシゴ こんにゃくのキゴ入れに使う。 (25.5×22 cm)
 ヒヨウタンコシゴ 麦のアイ（間）に種子をまく。その種子入れ。
 (径 13.5×16 cm)

ダイマル クズ葉かきに用いる (径 84×113 cm)
 以上かごの仲間でも九種類に達する。もちろんこの名称は、しっかりした規格があつてのことではないから、大小は家によつて違う。いずれも用途による名称である。しかし、これだけの種類が多いということは、それだけこうした運搬用容器に頼る度合が多いことを示している。

馬かご、つみかご、桑取こしご、背負いかご、穂かご



馬かご
つみかご 桑取こしご 背負かご 穂かご

かご類5種
(万場町 高橋貞義氏方)



シヨイコと駄棒

シヨイコと駄棒
(上野村 高橋三四郎氏方)



だいまんかご
(中里村 新津行信氏方)

説明 背中に当るところは、わらや若荷のからでなつたなわでまきつけてある。荷つけに使用するなわは五尋。ショロや麻を用いた。大きささまざまあり、大きいものは、高さ二メートルをこするものもある。子ども用のほどく小さいものもある。

駄稚は、杖としても使い、またこれにたてかけて休む場合もある。

キンマ

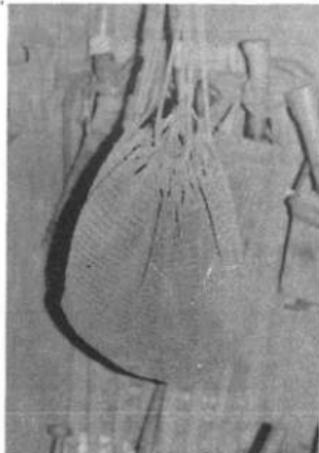


キンマ
(中里村 浅見伝五郎氏)

木材を運搬する木そりである。

ハリツカア

馬かごやざるを、当
地方特産の丈夫な和紙
をはつてくるみ、粉類
を入れて運んだ。



ショイズカリ
(中里村 小林保夫氏)

ショイズカリ

他地方ではピクトと呼ばれている。この地方では、ショロの葉を使つて編んだものを上とする。写真がそれ。一般にはショロの毛や岩スグを用いる。



ハリツカア
(中里村 神原茂雄)

三、製紙用具

万場・中里・上野三町村は、古来山中紙の生産で知られていた。江戸時代においても、和紙は重要な租税対象物であった。近年、急速にその生産が衰えて、ほとんど廃絶してしまっている。が、往年は、多くの人々での生産に当たつたのである。

力シキ（楮ふかし桶）



カシキ（楮ふかし桶）
(中里村 神原茂雄氏)

大釜の中に楮を立てて、この桶をかぶせて楮をむす。万場町黒沢国一氏方ではフカシコガといい、小束で六把をふかす。長さ二尺四寸のもの

楮ぶち板と桶

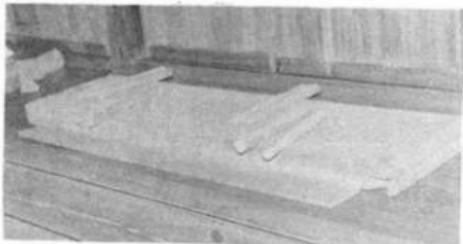
この板の上によく煮た楮をたたく。万場町高橋貞義氏方の板は、ウチヅチは径32cmで、カゾさ49cmであった。
230×45×8.5cm



楮ひき台（丸つら）と小刀
(中里村 神原茂雄氏)

楮ひき台（丸つら）
と小刀

この台で、楮の皮をとる。



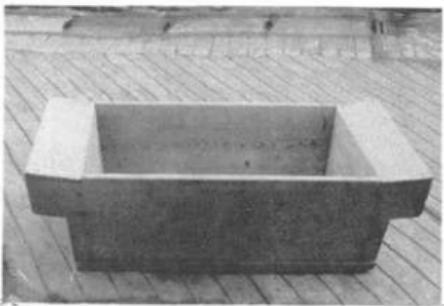
楮ぶち板と桶
(中里村 神原茂雄氏)

紙すき舟

紙切用具一式

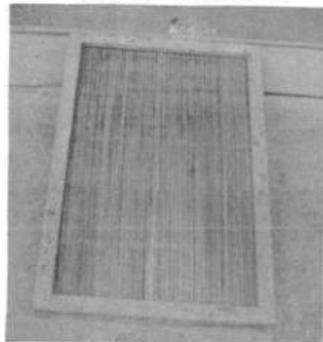
紙すき舟
(中里村 神原茂雄氏)

この中によく叩いて細かくなつた楮を入れたものと交ぜ合わせてかきませて紙をつく。
万場町高橋貞義氏
方の舟は、長さ98
cm、巾65
cm、深さ
95 cm (いずれも内
のり) であった。

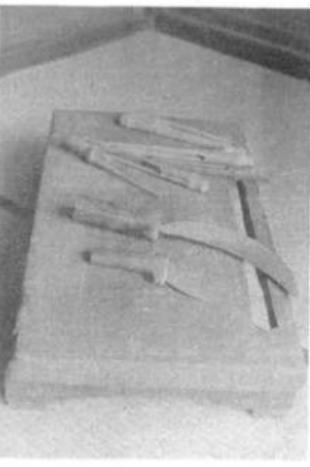


紙すきのすだれであるが、万場町では単にスノコといい、ノベジとカヤズとがある。ノベジは障子紙用で内径44.8 cm、子紙用で内径32.5 cm、カヤズは蓋座34.3 cmであった。いずれも竹を細くさいて、馬の尾の毛で編む。

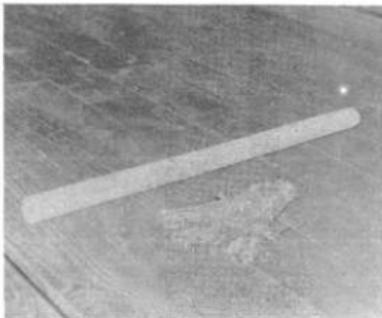
紙すきすだれ
(上野村 池口竹一郎氏)



カンドリボウ (紙取棒)とはけ



紙切用具一式
(中里村 黒沢武也氏)



カンドリボウ(紙取棒)とはけ
(中里村 神原茂雄氏)

四、漆かき用具

これについては、調査員神原茂雄氏の、井上勇治氏からの貴重な聞書があるので、それをそのまま掲載する。

「漆かき」について（井上勇治談）

漆かきの時期は六月から十月迄で、この間が仕事の期間である。この内でも、七月末から八月が一番質の良いものが取れるので、一番いそがしい。

漆かきは朝が早い。日中では液がすぐ乾き、又液が水状になつて流れるからである。朝三時頃起きて陽のある場所には帰つてくる。手甲を付け、作業用の仕度に着替え、布で出来た腰袋に漆かきの小道具を入れ、腰に皮むき用の腰鎌をさし、てんこを持って出かける。腰鎌で木の荒皮をむき、次に切鎌を出して下の方から五分（15 cm位）ほどのみぞを一本つける。液が出たら取べらでかき集めて、持ってきたてんこに入れる。みぞは一日に一筋で、五日毎にまわって行き、前のみぞより少し長くみぞを付ける。その作業が秋まで続けられる。秋になると、木のうら側や枝になると秋目と言つて漆の質も悪くなり、切鎌も秋目用の鎌を使う。漆の液汁は一回に一匁（37.5 ml）くらいで、一日に百本位まわる。五日毎にまわるので一夏に五百本くらいはないといふ事にならない。これが一人の作業本数で、中には量の多いものと少いものがあり、雨の日や天気の良い日、また、降り年、乾きの年によつても量が違うという。

漆の木は下からかき始めるが、高くなるに従い足場を造る。二尺（約60 cm）くらいの棒をアケビのツルでしばり、だんだん上にあげて行く。秋目になると竹のハシゴを使う。取れる漆の質は、六月から七月中旬迄が雨期のため質が悪く、また、九月から十月迄も秋目と言つても量が違うという。

質が悪い。一番良いのは七月末から八月中のものだそうです。

漆かきの仕事は体が丈夫でないと務まらないといふ。朝早い上に、一日の歩く距離が大へん長くなり、それが毎日続けられなければならないからで、寒暖風雨炎暑の中と惡天候にも出かけなければならない。また、近くに漆の木がなくなければ泊り込みで遠くへ出かけなければならなくなる。勇治さんはその為、埼玉県の秩父方面の正丸峠から吾野迄足をのばし、沼田や吾妻の奥までも漆を求めて出かけて行つたといふ。その足跡は全県下にまたがつてゐる。

漆の取引きは自方でされる。出荷先は福井県の鯖江市で、それぞれの大きさの樽に入れ、渋紙でふたをし、口に板をはめ込み、まわりに竹のタガをまわす。その上から縄で四方八方にかかり出荷する。

近年、漆をかく人が少くなり、はた屋で使う型紙や美術品を造り、また、保護するのに不足気味だといふ。日光の東照宮ではこのため漆を栽培し、必要量を確保するよう計画しているといふ。

勇治さんの手造りのカンバートーランを見せてもらつたが、実に見事なもので、漆を使つた手造りのものが美しく丈夫で実用的なに驚いた。

これは余談であるが、漆と聞いただけでかぶれ性の人はむづかしくなるのに、勇治さんはそんなこともなく漆と共に暮してきた。一夏着た作業衣は、秋になるとパリパリになつて欠けるようになるといふ。お子さんの仁さんは、木の上でてんこをひっくりかえし、全身に漆の液をかぶつたことがあるが、かぶれなかつたといふ。小さい孫の人もかぶれないそうである。免疫性の遺伝といふのがあるのだろうが、不思議に感じる。

（調査者 神原茂雄）

腰
鎌

鎌は刃先が曲り、皮をけずり易くできている。柄は腰にさしたとき抜け落ちないように元が太くなっている。



一番古いもので刃がうすくなった腰鎌

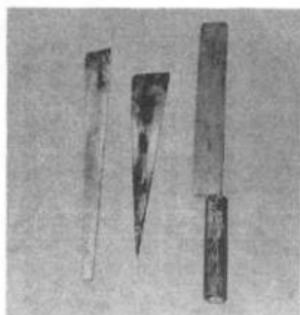
(中里村 井上勇治氏)



てんこ・腰袋
(中里村 井上勇治氏)

てんこは、ホオの木の皮でつくる。漆が乾いて固くなつても、ホウの皮はせんい質なのでかけることが少い。腰袋は布製で塗かきの小道具を入れる。

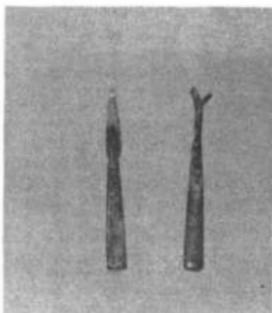
てんこ・ 腰袋



ごんぐりとへら
(中里村 井上勇治氏)

ごんぐりとへら

柄のあるのがごんぐり。桶から他の容器へ移す時に、桶のまわりについた液をかき集める。他はへら。他のものについた液をこそげる。



切鎌と取りへら
(中里村 井上勇治氏)

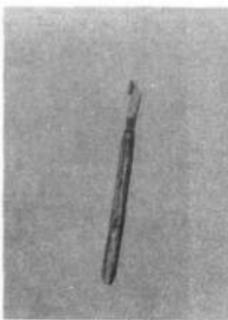
切鎌は刃先が二方に分れていて、一方の刃は三回ぐらい反転している。取りへらの先も曲っていて、液汁をかき集め易くできている。

切鎌と 取りへら

えぐり

五、その他

刃先がまがり、細い枝にもみそがつけ易くできてい
る。



えぐり
(中里村 井上勇治氏)

出荷用櫛・淡紙

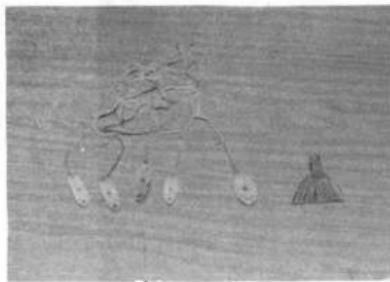


500匁用櫛 淡紙

8貫用櫛

出荷用櫛・淡紙
(中里村 井上勇治氏)

きじ笛。
鹿笛。
左 同形五つがき
し笛。そのうち中
央が雄用で、他は
雌用。右一ことが鹿
笛。



キジのオス用 他のメス用 鹿笛

きじ笛、鹿笛
(中里村 岩崎正光氏)



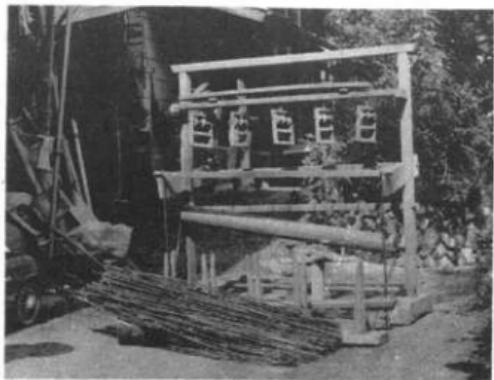
板割なた
(中里村 高橋三氏)

西上州では板屋根
が普通であった。そ
の材料となつたもの
は栗・杉などが主で
あつたが栗が重んじ
られた。それを割る
なた。左から大割な
た・中割なた・小割
なた。

板割なた

竹 篓 織 機

昭和初期より竹籠を自家で織るようになつた。その時の用具。



竹籠織機
(万場町 高橋貞義氏)

ケダイ（みの）



ケダイ（みの）
(中里村 高橋三氏)

シユロの毛でつくったみの、雨に強く温いが通気性もある。同地方には、シユロの栽培が若干認められるのは、こうした目的があつた。

縄 プ チ 機



縄 プ チ 機
(中里村 神原茂雄氏)

三本の縄を、これを使って両方からよりをくれながら太い縄をよる。

庭 ほ う き



庭 ほ う き
(中里村 高橋三氏)

左からキジカクシ・カナツヅジ・竹。前二者はつつじ科の植物である。竹ぼうきは普通にみられるが、山中にはつつじの枝を探つて編とする例が多いのでここにとりあげた。

「有形民俗文化財一覧」

207-244頁は

個人情報が含まれるため非公開

西毛地方の鳥類概要

地区と内容

群馬県下に生息する鳥類は二五〇余種にのぼるが、このうちでシギ、チドリの仲間を除いた二〇〇種近い種が西毛地方で記録することがでかる。

一帯の海拔は高くはないが交通の不便さから開発から取り残された一帯でもあり自然がいたる所に残っている。こうした現象は奥地へ行くほどに顯著に現われ群馬でも貴重な種となっているものも少なくない。しかしながら近年にこういった奥地へも林道が建設され自然林が伐採され鳥類の生息地が改変されているのが現状である。さらには木材生産高を上げるために自然林から人工林に改植されスギ、ヒノキ、カラマツ等の単木になつていて、こういった傾向は鳥類の生息を極度に悪化させている。人工林が鳥類にとって好まさる生息地であることはあまり知られていないようである。

鳥類を守る唯一の施設である鳥類保護区は西毛地区に関しては特に少ない。上野村を中心とした関東山地に至つては鳥類の大生息地にもかかわらず指定個所がない。したがつて嚴冬期はハンターの往来する一帯となり狩猟鳥類はもちろん保護鳥までも違法捕獲されている。もつとも鳥類保護区の設定等も名稱のみの指定であり、しいていえばハンターの立入を禁止している程度のものである。鳥類保護区内での樹木の伐採も特別保護区以外であれば自由であり、鳥類のための環境維持など法的に何ら束縛するものはない。このような状態からして鳥類の安住の地として両手ぱなしで喜べる一帯ではなく確実に減少の一途をたどつてゐると云えよう。

西毛地方の鳥類についての特色と云えれば、嚴冬期でも積雪が少なく比較的温暖な山地が多い。そのために上越地方をはじめ東北地方より

南下した鳥類が越冬地として利用している。この反面南方系の鳥の北限ともなつておきこれらのなかには生息地とともに貴重な種を見ることが出来る。

西毛地帯一帯は今後急速に開発が進むことが予想されている。太古より生息してきたこれらの鳥類を自然のままの状態で残すことは広い意味での私達の生活をうるおし環境維持にも関連しているために現況を把握し法律のゆるされる最高の管理化を早急に実施する必要がある。

西毛地方における貴重な鳥類生息地

○ オンドリ集団越冬地

Aix galericulata

場所 雄水郡松井田町横川 仲木湖一帯

従来 仲木沢一帯に生息し繁殖していたが仲木ダムの完成により冬季は湖水で越冬するようになつた。昭和四〇年には二〇羽前後の小群でいすれも妙義山一帯に繁殖する個体であったが、年を追つて各地より飛来し増加の傾向をたどり昭和四十五年には約一〇〇〇羽を数えるにいたつた。その後一時減少し三〇〇～七〇〇羽の数に固定していたが、五一年春の調査で九〇〇羽を越えるに至つてはいる。このように多くのオンドリが一定箇所に越冬のため生息している地域は全国的にもなきわめて稀少価値の高い場所である。

白雲山の西斜面が絶好の休息場であり、また避難所になつてゐるのと、湖水が危険と感じると一齊にそこへ飛去る。採食も仲木湖を中心とした各河川の樹林内に入りドングリ等を食する。

現在白雲山側は岩と樹林で被われ安住の地になつてゐるが、近年湖水ぞいに釣師が多数入り、オンドリを飛びたたせてしまつた。湖水もまた釣舟が浮びオンドリの安住の時間は朝夕の寸時だけになつてしまつ。オンドリの集団が構成されるのは十月の初旬から三月いっぱいなので十一月から三月までの四ヶ月間は釣舟を禁止するか、または白雲山側

だけでもブイ等で区切り安住の地域を確保する必要がある。



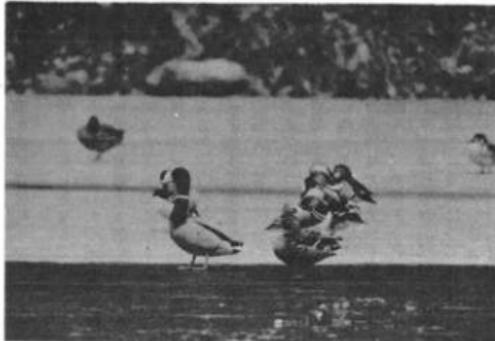
白雲山斜面で休息する

オシドリの小群

○ サギ類繁殖地

場所 高崎市岩鼻町群馬の森

鳥種 ヨシゴイ オオヨシゴイ ゴイサギ ササゴイ
アマサギ コサギ チニウサギ ダイサギ



水面上のオシドリ

高崎市の南東に位置する旧岩鼻火薬所跡の森にコロニーを構成する。サギ類には上記のうちでも特にチュウサギ、コサギ、ゴイサギが多い。その数推定二〇〇〇羽をかぞえ県下はもちろん関東でも屈指の規模を構成している。この森の主体を成しているのはカシの樹でかかるばかりの太さに

成長した巨樹が天蓋をおおうさまはまさに原始林を思わせる。

このカシの枝々に果実を構築し、抱卵育雛するのであるが、一本の樹地方でも松か竹を主体にしてのコロニーで、その結果は多量の糞の放出によつて、さすがの樹も枯れてしまうのが常である。しかしながらこのカシの樹はきわめて強健な樹で、これほどの大きなコロニーでも尚生き生きと成長を続け、サギ類の格好の営巣場所となつてゐる。春四月南国から渡来してきたチュウサギ・コサギに混じて全国的に数少ないアマサギの特異な姿を見ることがある。その数約100羽。近くの水辺で巣を営むヨシゴイ・オオヨシゴイも見られる。

現在、旧岩鼻火薬所跡は三等分され中央に群馬の森があり、その南

東の一角にこれら

ラサギ類のコロ

ニーがあるが、

以前は群馬の森

の中央部にあた

る場所から原子

力研究所にかけ

ての広い範囲に

コロニーがあつ

た。戦後、昭和

30年ごろまで

は約20000

羽を数え、埼玉

県の特別天然記

念物に指定され

ている野田のサ

ギ山に次ぐ規模



育雛中のコサギ
Egretta garjetta

境悪化により昭和40年には5000羽に減り、現在2000羽を保つてゐる。すでに野田のサギ山は壊滅状態にあるなかで、ここ群馬の森のコロニーは昔日の盛況さはどうい見られぬものの大コロニーを構成している。

昨今、群馬の森が整備され、多くの人々が園内に入り、一部の者はサギのコロニー内にまで入るが、これ以上立入によつてサギ類を脅かすこととは営巣場所の放棄につながる可能性が多分にある。周辺一帯を立ち入り禁止し環境維持に最大限の努力をする必要があろう。

カモ類集団越冬地

場所 群馬郡箕郷町中部用水

鳥種 オシドリ マガモ カルガモ コガモ
オナガガモ

箕郷町の南面に広がる水田地帯をうるおすために作られた中部用水は周辺約3キロメートルの小さな湖だが、秋ともなると右記のカモを中心とした群が越冬にそくぞくと渡来してくる。年によつて多少の違いはあるが、約3000羽を数え、十一月の中旬が最盛期になる。

ここは箕郷鳥獣保護区に指定されており、水鳥の安住の地となつてゐる。採食は近くの白川をはじめ鳥川、碓氷川、利根川方面に出かけ日中は危険を感じてまた歸るもどつて来る。

厳冬期に入つても凍結の心配はなく南面の暖かな陽だまりで休息する。

中部用水で越冬するカモは狩猟鳥が多く、この地を離れるとハンターハンターによらわれるのを知つていてここで厳冬期を越す。

したがつて採食地として好適なのではなく休息地として格好の地になつてゐる。

現在、全国的にカモ類が減少しているが、これはハンターによる原

であつたが、環

因が大多である。

く、環境を保全して保護対策を講じなければならない。

本県においては特に必要なのは杉をはじめ自然林の古樹でこれらを伐採せぬよう法的処置や補償等も考慮することが必要である。

られているのは

館林の城沼・茂林寺沼と中部用

水の三ヵ所しか

現在はなく、大

型の鳥が激減している今日、何としても残した

い場所である。

中部用水に渡来した
キンクロハジロ



○ イワヒバリ集団越冬地

Prunellaria hypoleuca

場所 碓氷郡松井田町

甘葉郡妙義町

その生息条件は

(1) 無雪地帯である

(2) 適当な草原、またはそれに變る切り開かれた草地帶

(3) 附近に岩石帶が存在する

以上三つの項目は越冬するイワヒバリにはもつとも必要な条件であり、この条件を妙義はそなえている。現在までに得た記録では妙義以外では二七五羽程度の小群が低山帶中部から上部にかけて越冬しているが、それもわずかの例である。

妙義の場合、一群六〇羽前後と三〇七四〇羽前後の二群が裏妙義で見られ表妙義では三〇羽前後の群が一群見られる。

○ コノハズク生息地

Oncosoma

場所 甘葉郡南牧村大塙沢

黒瀧山不動寺周辺

標高八〇〇メートル、不動寺附近の杉林より南面にのびる尾根峠きの幕岩、焼山峠付近一帯でところどころに岩場のある雜木とモミ等針葉樹との混生林の地区に春五月より七月下旬まで鳴きづける。宮果は樹洞を利用して古い樹林に生息するが、近年これら古樹の切倒

に宮果場所を失い次第に減少している。県下では個体数也非常に少な

○ チョウゲンボウ繁殖地

場所 安中市板鼻町蘿の巣

ワシタカに属するチョウゲンボウはハト程度の大きさのタカである。

全国的に生息しているが、その数は多くなく局地的に見られるだけである。本県の場合利根川流域の一ヶ所と右記の崖地が繁殖地になつてゐる。

この地で繁殖が確認されたのは、十年ほど前になるが、この地名がある。この果であることからしてよほど前から生息していたと思われる。

崖の中腹の穴に營

巢場所を構築し、

その数は2-3個

所のコロニーであ

る。繁殖期は四月

六月末までが通

常であり、それ以

外の時期では姿を

あまり見かけるこ

とがない。

近年この近くに

クレ一射撃場が完

成し、終日銃砲の

音が聞こえ、さら

には近くを国道

一八号があり自動車の往来がはげしい。

生き環境としては最悪の場所であるが、近くを碓氷川が流れ、そこには捕食すべき小昆虫や小動物が多いので毎年ここで繁殖が営まれる。

コロニーの数はきわめて少ないが、全国的にタカ類が激減している今日、強力な保護対策が望まれる。

チヨウゲンボウ繁殖地 概略図
Falco tinnunculus



○ コノハズク生息地 Orea coop

場所 雅水郡松井田町霧積温泉一帯

ミズナラ・リョウブ・ハンノキ・シデ類・カエデの類等の闊葉樹とスギ・マツ・ヒノキ・カラマツ等の針葉樹の混生林で被われている。

本種が營巣する古木の原生樹もぞい所に残っており、生息環境は良好である。

しかし昨年（昭和五十年）霧積川下流に建設中だった霧積ダムが完成した為に車道の整備と観光客の入山等が予想以上に急速に進むことと思われる。それにともない自然林の伐採、人工林への改植等と環境の変化が予測されるので、本種の生息に少なからず影響が出ると思われる。

現在、本種についての保護対策は何らほどとされてはいない。鳥獣保護区等の設置と併せて自然林を残すよう行政的な指導体制が望まれる。

○ イヌワシ生息地 Aquila chrysaetos

場所 雅水郡松井田町中木沢一帯

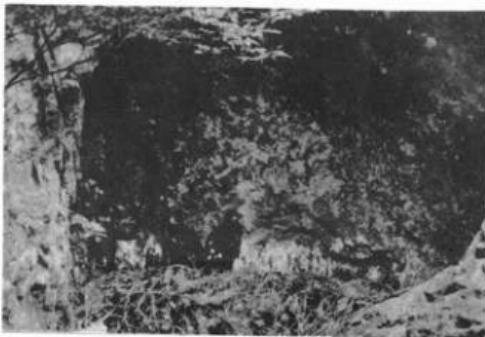
全域闊葉樹林に被われており、山麓一帯には、ツガ・アカマツ・スギ・ヒノキ等の針葉樹が点在している。岩石の山でいたる所に垂直の壁が連続して林立している。風倒木が多く樹々の育ちは悪いが、その反面人工林などの造林は経営上成り立たないので林野の面積は人工林が少なく灌木林が多い。岩石帶なので樹々の根が浅く、発育後すぐに倒れてしまうが、それが小動物の格好のねぐらになつていてるために本種の餌が確保出来る。

捕食する動物類には、ノウサギ、キツネ、タヌキ、イタチ等、鳥類には、キジ、ヤマドリなどがあり、いずれも全域鳥獣保護区に指定さ

れているために生息数は豊富である。

裏妙義の星穴岳一帯に営果場所があつたが、近年中木山一帯に移動し、営果している。七月八月になると若鳥を連れた親鳥を見るとがある。

イヌワシは昭和四十年に国の天然記念物に指定されており、第一級の貴重種になつてゐる。全國的にもきわめて生息数は少ない。繁殖場所は全國でもあまり発見されておらず群馬の場合、裏妙義の岩場で営果中の親鳥が発見されたが、もちろん関東でははじめてである。裏妙義はイヌワシの生息地として最高の地域であるが、近年開発の波が山麓までおしまよせてきている。生息地一帯を天然記念物に指定し



関東ではじめて発見された
裏妙義のイヌワシの雛 2羽

昭和49年5月26日撮影

生息地と併せて保護することが必要であろう。

場所 甘堀郡南牧村黒滝山一帯

全域が闊葉樹林帶で、そこに点在する山村が各沢ぞいにある。また急斜面が農地として利用されているが、南斜面が格好の小動物の生息地であり、本種の捕食出来るゆえんである。黒滝山から幕岩にかけての岩石帶に営果するようである。捕食は中央の毛無岩から荒船山にかけて行う。環境は良いが、ただ黒滝山の一円四七ヘクタールのみが保護区であるために密猟される心配が多分にある。

○ クマタカ生息地 *Spiræaetus nipalensis*

場所 多野郡万場町赤久瀬山南面一帯

豊富な闊葉樹に、モミ、アカマツ、スギ、ヒノキ等の針葉樹を混じた一帯である。赤久瀬山後一帯には原生林も残つており環境は良好だが、近年スーパー林道建設工事がはじまり一帯を通過するので、本種の生息があやぶまれる。

場所 碓氷郡松井田町初鳥屋 一帯

全域闊葉樹林で被われてゐる。部分的には人工林が点在しており全城を通じて原生林は少くなり浅い山という感じを受ける。ただ各沢ぞいに残された原生林に本種の営果場所があるので環境保全のためにこれ以上自然林の伐採を中止するよう強く望みたい。

場所 群馬郡倉渕村角落山一帯

闊葉樹とカラマツの純林が多い。自然林もずい所に残されており、生息環境は良好である。本種の営巣場所は角落山斜面にあり、本種が捕食する小動物も一帯に数多く生息している。全城鳥獣保護区に指定されている。

(卯木 達朗)

西毛の地質

地質時代の三角州

所在地 高崎市寺尾町
所有者 不明



三角州相を示す堆積物
A: 底置層 B: 前置層 C: 頂置層

觀音山一帯に分布する板鼻層（中部中新統）の中・下部は、シルト岩相(A)、砂岩・シルト岩相(B)、砂岩・れき岩相(C)の三相よりなり。これらがABCABC……と繰返す上方粗粒化堆積サイクルを形成している。これらABC各相の岩相や堆積構造から、単位サイクル（ABC）は、三角州の堆積を示し、A相は底置層に、B相は前置層に、C相は頂置層に相当するものと考えられている。板鼻層にはこうした堆積サイクルが一六認められる。すなわち一六個の三角州が積み重なっているわけで、海が次第に陸化する過程で、単純に上昇していくのではなく、上昇・沈降を繰返しながらも、次第に浅くなり陸へと移化したことと示している。

なお、現世の三角州を見ると、頂置層と前置層のなす角度は一般に小さく、

一〇二度のことが多いが、ここでは最大一八度に達する。

こうした堆積サイクルは、板鼻層の中・下部ではどこでも観察できるが、特に高崎市寺尾町の、雁行川にかかる花表橋の下流五〇mのが目に、すばらしい露頭が見られる。ここでは三角州の構造が明りょうに観察される。

参考文献 久保誠二・角田寛子・群馬県高崎市西方に分布する板鼻層

の堆積サイクル、地質学雑誌、七九卷、六八七一六九七、一九七三。

スランプ構造

所在地 富岡市
上高瀬

管理者 不明



スランプ構造

野上川の右岸、舟川橋の下流三〇mの崖の下部に見られる。鍋川流域の新第三系中には、各地でスランプ構造が知られておりが、これはよく状態が観察できる。ここでは神戸砂泥互層に属する泥岩中に、露頭で見られる範囲で長さ約一〇m、厚さ二メートルの粗粒砂岩があり、その北側の端が写真に見るよう大きくなっています。

巻込んでいる。これは海底地すべりにより海底を滑降した末固結の砂岩塊が、前方の抵抗のため曲げられたものであろう。

参考文献 神沢ほか：下仁田構造帯Ⅱ、群大紀要自然、一七卷、七一

一九、一九六八。

一九七三。

スランプ構造

所在地 多野郡吉井町

菅理者 不明（河川敷）

鍋川にかかる松ノ木瀬橋の上流約一〇〇mの、左岸の崖に見られる。この付近は板鼻層に属し、泥岩、砂泥互層、砂岩、礫岩よりなり、N 60° W、10°NEの走向傾斜を示している。板鼻層中には各地でスランプ構造が知られているが、このものは最も見事なもの一つである。砂泥互層にはされた厚さ約一〇mの範囲で、地層が褶曲し、あるいは小断層で切れている。その全貌は、対岸から観察できる。



大規模なスランプ構造

貝化石産地

所在地

多野郡吉井町大字上奥平字大平

菅理者

不明

高崎市から吉井町にかけての觀音山一帯には、広く板鼻層（中新統）が分布しており、多くの地点で化石を産出することが知られている。特に雁行川の上流の大平村付近には、比較的接近した範囲で、三層序の化石産出層が露出している。

板鼻層には顯著な堆積サイクルが知られているが、ここでは、一二、一三、および一四サイクルの上にあたる含礫砂岩や礫岩に化石が含まれている。



密集した貝化石

参考文献 藤本治義・小林学：群馬県碓氷川及び鍋川流域の第三紀層について、地質学雑誌、第四五卷、二〇五一—二二六、一九三八。

久保誠二・角田寛子：群馬県高崎市西方に分布する板鼻層の堆積サイクル、地質学雑誌、第七九卷、六八七一六九七、一九七三。

大平付近で雁行川は二つに分かれるが、その南西に伸びる沢の、分歧点から 200m 程奥に、淡緑色・灰色の厚さ數十cmの細礫岩がある。これは一二サイクルの最上位にあたり、多量の貝化石を含んでいた。

また、分歧点から西へ伸びる沢では、 300m 程上流に進んだ所の含礫砂岩層中に、厚さ約一cmの層状に貝化石が密集している。この化石層はこの付近一帯に広く追跡できる。一四サイクルの上部にあたってい。る。大平の一軒屋の南の崖にはこの化石層の連続が観察される。また、河床付近の含礫砂岩層にも、小量の貝化石が含まれるが、これは一三サイクルの上部にある。久保・角田（一九七三）は、一二サイクルから二六種、一三サイクルから二九種、一四サイクルから二一種の貝化石を報告しているが、*Olycmeria cieschueensis*, *Pelaniella usata*, *Laeviscladium shibaricense* などが顯著である。

参考文献

藤本治義・小林学：群馬県碓氷川及び篠川流域の第三紀層に就いて、地質学雑誌、第四五卷、二〇五一二二六、一九三八。

星野通平：板鼻層の貝化石群集について、藤本教授遺曆論文集、一二〇一一二二三、一九五八。

久保誠二・角田寛子：群馬県高崎市西方に分布する板鼻層の堆積サイクル、地質学雑誌、第七九卷、六八七一六九七、一九七三。

ビソライト（豆石）

所在地 富岡市上黒岩
所有者 不明

黒岩小学校の前を流れる星川の右岸、大日公園に通ずる橋の下、およびその上流 25m の河岸に見られる。ここには砂岩・凝灰岩・シル



シルト岩表面に見られるビソライト

ト岩が小規模に露出している。層序については明らかでないが、吉井層下部に相当するものであろう。走向・傾斜は $N60^{\circ}E$, $12^{\circ}N$ である。ビソライトは厚さ $8(0)\text{cm}$ の暗灰色の堅いシリト岩の表面に発達している。一般に長径 $8(1)0\text{mm}$ 、短径 $6(8)0\text{mm}$ の回転円形状のものが多く長径はほぼ一定の方向に並んでいる。ビソライトは暗い黄土色で、下半分はシルト岩中で観察される。ビソライトは、かつては河床にかなり広く分布していたが、河川改修のため、大部分は失なわれてしまった。

亞
炭
層

所在地 高崎市寺尾町
所有者 不明

鶴辺団地の南側の沢である。この沢は入口から西へ 300m 程の箇

所で二つに分かれる。北側の沢が分歧点から一〇〇mの所で大きくわん曲するが、この付近のがけに露頭がある。

板鼻層上部にはさまれている亜炭層は、戦中から戦後にかけては、盛んに採掘されていたが、現在ではすべて廃坑になっている。かつて採掘していた亜炭層の露頭は現在では発見されていない。

この地点の亜炭層は採掘していたものより上位と思われる。亜炭層はれき岩にはされた厚さ数mの淡灰色のシルト岩の中央よりやや上位にあり、厚さ約二五cmである。走向傾斜はN 30° W、 20° Nを示す。なおシルト岩中には炭質物が含まれている。

この亜炭層は、かつてはかけいつばいに伸びていたとのことであるが、現在では土砂にうすもれて、数mが見られるのみである。



亞炭層の露頭

泥流、および軽石流堆積物

所在地 高崎市佐野町（烏川河畔）
所有者 不明

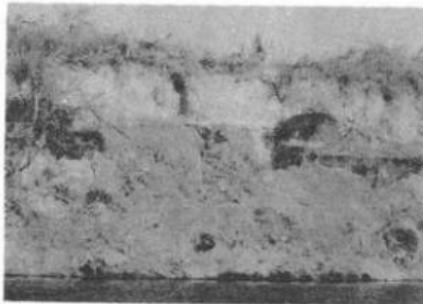
烏川にかかる上信電鉄橋の下流二〇〇m付近のがけは、下から上へ泥流堆積物、湿地帯堆積物、および軽石流堆積物が重なり、高崎市の地史を知る上で重要な露頭である。

泥流堆積物は前橋市から高崎市にかけて広く分布するものの一部で、今から二四、〇〇年ほど前に、浅間火山から吾妻川をへて流れ下ったものではないかと考えられている。黄褐色の火山灰質の基質中に、數cm～十数cmの安山岩角礫が混入している。

泥流堆積物上には、厚さ一・五m程の火山灰質

層が重なる。部分によつて葉理が発達し、また、泥炭層や軽石層をはさむことがある。これは泥流が流下した後、その表面を中心形成した湿地帶の堆積物であり、はさまれている軽石層は上部ローム層中のB.P.、Y.P.に対比される。

軽石流堆積物は、高崎市の並木町から下佐野町にかけてを中心に、市の西部に分布しており、洪積末のものである。供給源は不明であるが、分



泥流、および軽石流堆積物の露頭

参考文献 佐々木実：群馬県高崎亜炭田炭質調査報告、地調月報、九巻六号、五一一五七。

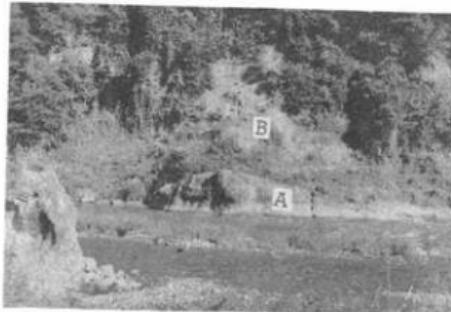
布、および鉱物組成から、浅間火山のものではないかと考えられている。多量の白色軽石を含み、特に下部は河床礫を巻込んでいる。

参考文献 新井房夫・関東盆地西北部地域の第四紀編年、第一〇巻、

一一七九、一九六二。

地質時代の暗礁

所在地 富岡市大島
管理者 不明（河川敷）



地質時代の暗礁

A：古い岩石（石英斑岩）
B：その上に堆積した新しい地層

大島の真下の
鶴川右岸には、

幅約五〇m、高
さ最大約三mの

不規則な形で、
激しく風化した
石英斑岩が分布

していく、一部
は河中に突出し
ている。同様の
岩石は対岸の河
原にも見られる。
この岩体には、

神戸砂泥互層に
属する泥岩や砂
岩がアバットし
ており、この中
からときに海生
貝化石が発見される。この石英斑岩岩体は、神戸砂泥互層堆積時（下部中新世）には暗礁として海底にあつたが、海底の沈降とともに次第に土砂に埋もれていき、その後の地かく変動で地表に姿を現わしたものである。これは古蛇崩礁と呼ばれており、地質時代の暗礁としてめずらしい。

参考文献 神沢ほか：下仁田構造帯II、群大紀要自然、一七巻、七一

一九、一九六八。

星野通平：古蛇崩礁、趣味の地学、第五巻、三一四一三一
八、一九五二。

面なし断層と地 層のわん曲

所在地 富岡市
所有者 野上
不明



断層によってわん曲した地層

鶴川の支流野上川の、
長福寺橋の真下から、そ
の上流六〇mを北西一南
東に走る長福寺断層の間
に見られる。この間には
平行葉理の発達した厚い
粗粒砂岩が分布している。
面なし断層はこの砂岩中
に発達している。川に向
いた崖では、N 60°W、80°

N 方向の断層が卓越して

おり、断層面は灰色物質によって充たされ固着している。断層と断層との間かくは數十cm～数mである。特に顯著なことは、断層面に近い部分の葉理が断層運動によってわん曲していく、遠望すると瓦を積重ねたような外觀を呈することである。このように、せまい範囲で、断層によるわん曲が多數観察されるのはめずらしい。

参考文献 神沢ほか：下仁田構造帶Ⅱ、群大紀要自然、一七巻、七一

一九、一九六八。

(久保誠二)

「天然記念物(動物・植物・地質)
一覧」 207-244頁は
個人情報が含まれるため非公開

西毛地方の文化財

昭和53年3月25日 印刷

昭和53年3月30日 発行

編集 群馬県教育委員会 文化財保護課

印刷 有限会社 平野プリント

発行 群馬県教育委員会

〒371 前橋市大手町一丁目1の1

TEL 0272-23-1111(代表)